

○	皇室典範（昭和二十二年法律第三号）	1
○	皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）	6
○	皇室経済法施行法（昭和二十二年法律百十三号）（抄）	7
○	国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）（抄）	8
○	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	8
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	10
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	10
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	11
○	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	13
○	刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	13
○	検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）（抄）	14
○	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の周辺地域の上空における 小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）	14
○	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）	14
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	15
○	元号法（昭和五十四年法律第四十三号）（抄）	16
○	国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（抄）	16
○	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）	17
○	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	17

○ 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
  - 二 皇長孫
  - 三 その他の皇長子の子孫
  - 四 皇次子及びその子孫
  - 五 その他の皇子孫
  - 六 皇兄弟及びその子孫
  - 七 皇伯叔父及びその子孫
- ② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。
- ③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとするができる。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

第十六条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

第十七条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫

二 親王及び王

三 皇后

四 皇太后

五 太皇太后

六 内親王及び女王

② 前項第二号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

第十八条 摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

第十九条 摂政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となつたときは、先順位にあつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

第二十条 第十六条第二項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

第二十一条 摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第二十二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

第二十三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。

② 前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

第二十四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

第二十六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

第二十七条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第二十八条 皇室会議は、議員十人でこれを組織する。

② 議員は、皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

③ 議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第二十九条 内閣総理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。

第三十条 皇室会議に、予備議員十人を置く。

② 皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八条第三項の規定を準用する。

③ 衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び参議院の議員の互選による。

④ 前二項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。

⑤ 内閣総理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う者として指定された国务大臣を以て、これに充てる。

⑥ 宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。

⑦ 議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

第三十一条 第二十八条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第三十二条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。

第三十三条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

② 皇室会議は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

第三十四条 皇室会議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第三十五条 皇室会議の議事は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

② 前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六条 議員は、自分の利害に特別の関係のある議事には、参与することができない。

第三十七条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

#### 附 則

① この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

② 現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六条の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。

③ 現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。

○ 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）

第二条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

- 一 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合
- 二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合
- 三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第四条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

② 内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。

③・④ （略）

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。  
③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

- 一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。
- 二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 (略)

④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

⑤～⑦ (略)

⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

⑨ (略)

第七条 皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。

○ 皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）（抄）

第二条 法第二条第四号の一定価額は、左の各号による。

- 一 天皇及び法第四条第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額は千八百万円、譲受の価額は六百万円とする。
- 二 前号以外の皇族については、賜与及び譲受の価額は、それぞれ百六十万円とする。ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ三十五万円とする。

第七条 法第四条第一項の定額は、三億二千四百万円とする。

第八条 法第六条第一項の定額は、三千五十万円とする。

第十条 法第六条第三項及び第四項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

② 前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じたときは、その月の月割額は、その多額のものによる。



○ 国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）（抄）

（委任による臨時代行）

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 五 （略）
- 六 側近に関すること。
- 七 皇族に関すること。
- 八 二十 （略）

第三条 宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍従職、東宮職及び式部職（以下「侍従職等」という。）を置くほか、政令の定めるところにより、必要な部を置くことができる。

2 （略）

3 長官官房、侍従職等及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第四条 侍従職においては、左の事務をつかさどる。

- 一 御璽国璽を保管すること。
- 二 側近に関すること。
- 三 内廷にある皇族に関すること。

第六条 東宮職においては、皇太子に関する事務をつかさどる。

第十条 侍従職に、侍従長及び侍従次長一人を置く。

- 2 侍従長の任免は、天皇が認証する。
- 3 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。
- 4 侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。

第十二条 東宮職に、東宮大夫を置く。

2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 長官官房、侍従職等又は部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

#### 附則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖繩の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 （略）

（所掌事務）

第四条 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五十六 （略）

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 六十二 （略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② （略）

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一～九 (略)

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員  
十一～十七 (略)

④～⑦ (略)

○ 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号) (抄)

(目的及び適用範囲)

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～四十一 (略)

四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

四十三～七十二 (略)

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四・七十五 (略)

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
(略) 検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官	(略) 一、一九九、〇〇〇円

<p>個人情報保護委員会委員長      公害等調整委員会委員長      運輸安全委員会委員長      侍従長</p>	<p>一、一七五、〇〇〇円</p>
<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官      常勤の内閣総理大臣補佐官      常勤の大臣補佐官      国家公務員倫理審査会の常勤の委員      公正取引委員会委員      国家公安委員会委員      原子力規制委員会委員      式部官長</p>	<p>一、〇三五、〇〇〇円</p>
<p>個人情報保護委員会の常勤の委員      公害等調整委員会の常勤の委員      中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員      運輸安全委員会の常勤の委員      総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員      原子力委員会委員長      再就職等監視委員会委員長      証券取引等監視委員会委員長      公認会計士・監査審査会会長      中央更生保護審査会委員長      社会保険審査会委員長      東宮大夫</p>	<p>(略)</p>

○ 行政機関の職員に定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員に定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 （略）

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三・四 （略）

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

第二編 罪

第三十四章 名誉に対する罪

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

（侮辱）

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

（親告罪）

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（抄）

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

- 一 天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣
- 二 十三 （略）

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）

（定義）

第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 国の重要な施設等として次に掲げる施設
- イ 二 （略）
- ホ 皇居及び御所であつて東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの
- へ （略）

二・三 （略）

2 5 （略）

○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）

（相続税の非課税財産）

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

- 一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七条（皇位に伴う由緒ある物）の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
- 二 六 （略）

2 （略）

(相続開始前三年以内に贈与があつた場合の相続税額)

第十九条 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前三年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産(第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三及び第二十一条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産を除く。))に限る。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十条から前条までの規定を適用して算出した金額(当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額(第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額)をもつて、その納付すべき相続税額とする。

## 2 (略)

(贈与税の課税)

第二十一条 贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

## ○ 行政手続法(平成五年法律第八十八号) (抄)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

## 第四条 (略)

## 2・3 (略)

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

### 一 (略)

二 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第二十六条の皇統譜について定める命令等  
三〇七 (略)



## 第六章 意見公募手続等

### (意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

### 2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二 八 (略)

○ 元号法（昭和五十四年法律第四十三号）（抄）

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

○ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（抄）

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元 日 一月一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月の第二日曜日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

春分の日 春 分 日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。  
憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。  
みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。  
こどもの日 五月五日 子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。  
海の日 七月の第三日曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。  
山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。  
敬老の日 九月の第三日曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。  
秋分の日 秋分の日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。  
体育の日 十月の第二日曜日 スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう。  
文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。  
勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。  
天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
- 二〇十八（略）

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（皇宮警察本部）

第二十九条 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に関する事務をつかさどる。  
3～5 (略)

(皇宮護衛官の階級、職務等)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、国家公安委員会と協働して、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

4～6 (略)